

平成 2 9 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3月22日（水曜日）午前10時00分 開 議
午前11時22分 閉 会

○議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 陳情第 1 号 炭鉱遺産公園事業に関する陳情の委員長報告
- 日程第 4 議案第 1 6 9 号 赤平市個人情報保護条例等の一部改正についての委員長報告
- 日程第 5 議案第 1 7 0 号 公益的法人等への赤平市職員の派遣等に関する条例の制定についての委員長報告
- 日程第 6 議案第 1 7 1 号 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の全部改正についての委員長報告
- 日程第 7 議案第 1 7 2 号 赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 8 議案第 1 7 5 号 赤平市税条例等の一部改正についての委員長報告
- 日程第 9 議案第 1 7 9 号 赤平市介護サービス事業条例の全部改正についての委員長報告
- 日程第 1 0 議案第 1 8 0 号 赤平市介護保険条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 1 1 議案第 1 8 2 号 市道の認定についての委員長報告
- 日程第 1 2 議案第 1 8 3 号 市道の廃止についての委員長報告
- 日程第 1 3 議案第 1 7 3 号 赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一

部改正についての委員長報告

- 日程第 1 4 議案第 1 7 4 号 赤平市特別会計条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 1 5 議案第 1 7 6 号 赤平市手数料徴収条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 1 6 議案第 1 7 7 号 赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 1 7 議案第 1 7 8 号 赤平市特別養護老人ホーム設置条例及び赤平市愛真ホーム運営管理基金条例を廃止する条例の制定についての委員長報告
- 日程第 1 8 議案第 1 8 1 号 あかびら市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 1 9 議案第 1 9 2 号 平成 2 9 年度赤平市一般会計予算の委員長報告
- 日程第 2 0 議案第 1 9 3 号 平成 2 9 年度赤平市国民健康保険特別会計予算の委員長報告
- 日程第 2 1 議案第 1 9 4 号 平成 2 9 年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告
- 日程第 2 2 議案第 1 9 5 号 平成 2 9 年度赤平市下水道事業特別会計予算の委員長報告
- 日程第 2 3 議案第 1 9 6 号 平成 2 9 年度赤平市霊園特別会計予算の委員長報

- 告
- 日程第24 議案第197号 平成29年度赤平市用地取得特別会計予算の委員長報告
- 日程第25 議案第198号 平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計予算の委員長報告
- 日程第26 議案第199号 平成29年度赤平市介護保険特別会計予算の委員長報告
- 日程第27 議案第200号 平成29年度赤平市水道事業会計予算の委員長報告
- 日程第28 議案第201号 平成29年度赤平市病院事業会計予算の委員長報告
- 日程第29 議案第202号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第30 議案第203号 赤平市思いやりあふれる手話言語条例の制定について
- 日程第31 議案第204号 赤平市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第32 議案第205号 議員の派遣について
- 日程第33 意見書案第40号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書
- 日程第34 意見書案第41号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書
- 日程第35 意見書案第42号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書
- 日程第36 意見書案第43号 介護保険制度の見直しを求める意見書
- 日程第37 意見書案第44号 南スーダンPKOへの自衛隊派遣の見直しを求め

る意見書

- 日程第38 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
- 日程第39 閉会中継続審査の議決について
- 追加日程第1 副議長の辞職について
- 追加日程第2 選挙第11号 副議長の選挙について
- 追加日程第3 選任第3号 議会運営委員の選任について
- 追加日程第4 選挙第12号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 追加日程第5 選挙第13号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 追加日程第6 選挙第14号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第7 選挙第15号 空知教育センター組合議会議員の選挙について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 陳情第1号 炭鉱遺産公園事業に関する陳情の委員長報告
- 日程第4 議案第169号 赤平市個人情報保護条例等の一部改正についての委員長報告
- 日程第5 議案第170号 公益的法人等への赤平市職員の派遣等に関する条例の制定についての委員長報告
- 日程第6 議案第171号 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の全部改正についての委員長報告
- 日程第7 議案第172号 赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての委員長報告

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| 日程第 8 | 議案第 175号 赤平市税条例等の一部改正についての委員長報告 | | 平市後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告 |
| 日程第 9 | 議案第 179号 赤平市介護サービス事業条例の全部改正についての委員長報告 | 日程第 22 | 議案第 195号 平成29年度赤平市下水道事業特別会計予算の委員長報告 |
| 日程第 10 | 議案第 180号 赤平市介護保険条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 23 | 議案第 196号 平成29年度赤平市霊園特別会計予算の委員長報告 |
| 日程第 11 | 議案第 182号 市道の認定についての委員長報告 | 日程第 24 | 議案第 197号 平成29年度赤平市用地取得特別会計予算の委員長報告 |
| 日程第 12 | 議案第 183号 市道の廃止についての委員長報告 | 日程第 25 | 議案第 198号 平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計予算の委員長報告 |
| 日程第 13 | 議案第 173号 赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 26 | 議案第 199号 平成29年度赤平市介護保険特別会計予算の委員長報告 |
| 日程第 14 | 議案第 174号 赤平市特別会計条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 27 | 議案第 200号 平成29年度赤平市水道事業会計予算の委員長報告 |
| 日程第 15 | 議案第 176号 赤平市手数料徴収条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 28 | 議案第 201号 平成29年度赤平市病院事業会計予算の委員長報告 |
| 日程第 16 | 議案第 177号 赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 29 | 議案第 202号 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 17 | 議案第 178号 赤平市特別養護老人ホーム設置条例及び赤平市愛真ホーム運営管理基金条例を廃止する条例の制定についての委員長報告 | 日程第 30 | 議案第 203号 赤平市思いやりあふれる手話言語条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第 181号 あかびら市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 31 | 議案第 204号 赤平市議会委員会条例の一部改正について |
| 日程第 19 | 議案第 192号 平成29年度赤平市一般会計予算の委員長報告 | 日程第 32 | 議案第 205号 議員の派遣について |
| 日程第 20 | 議案第 193号 平成29年度赤平市国民健康保険特別会計予算の委員長報告 | 日程第 33 | 意見書案第40号 無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書 |
| 日程第 21 | 議案第 194号 平成29年度赤 | 日程第 34 | 意見書案第41号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書 |

日程第35 意見書案第42号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

10番 北 市 勲 君

日程第36 意見書案第43号 介護保険制度の見直しを求める意見書

○欠席議員 0名

日程第37 意見書案第44号 南スーダンPKOへの自衛隊派遣の見直しを求める意見書

○説 明 員

日程第38 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について

市 長 菊 島 美 孝 君
教育委員会教育長 多 田 豊 君
監 査 委 員 早 坂 忠 一 君
選挙管理委員会 壽 崎 光 吉 君
委 員 長
農業委員会会長 田 村 元 一 君

日程第39 閉会中継続審査の議決について

追加日程第1 副議長の辞職について

副 市 長 伊 藤 嘉 悦 君

追加日程第2 選挙第 11号 副議長の選挙について

総 務 課 長 町 田 秀 一 君

追加日程第3 選任第 3号 議会運営委員の選任について

企 画 財 政 課 長 伊 藤 寿 雄 君

追加日程第4 選挙第 12号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について

税 務 課 長 下 村 信 磁 君

追加日程第5 選挙第 13号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について

市 民 生 活 課 長 野 呂 道 洋 君

追加日程第6 選挙第 14号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について

社 会 福 祉 課 長 井 波 雅 彦 君

追加日程第7 選挙第 15号 空知教育センター組合議会議員の選挙について

介 護 健 康 推 進 課 長 齊 藤 幸 英 君

商 工 労 政 観 光 課 長 林 伸 樹 君

農 政 課 長 菊 島 美 時 君

建 設 課 長 熊 谷 敦 君

上 下 水 道 課 長 杉 本 悌 志 君

会 計 管 理 者 中 西 智 彦 君

あかびら市立病院 永 川 郁 郎 君
事 務 長

教 育 学 校 教 育 委 員 会 課 長 尾 堂 裕 之 君

社 会 教 育 課 長 蒲 原 英 二 君

監 査 事 務 局 長 大 橋 一 君

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 町 田 秀 一 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長 菊 島 美 時 君

○出席議員 10名

1番 木 村 恵 君

2番 五十嵐 美 知 君

3番 植 村 真 美 君

4番 竹 村 恵 一 君

5番 若 山 武 信 君

6番 向 井 義 擴 君

7番 伊 藤 新 一 君

8番 獅 畑 輝 明 君

9番 御 家 瀬 遵 君

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長 栗 山 滋 之 君

総 務 議 事 野 呂 律 子 君
担 当 主 幹

” 総務議事 安原敬二君
係 長

(午前10時00分 開 議)

○議長(北市勲君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、5番若山議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。
諸般報告第2号ですが、市長から送付を受けた事件は1件であります。

委員長から送付を受けた事件は、26件であります。
議員から送付を受けた事件は、8件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申し出のあった事件は、2件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第4号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第3 陳情第1号炭鉱遺産公園事業に関する陳情を議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、竹村委員長。

○行政常任委員長(竹村恵一君) [登壇] 審査報告を申し上げます。

平成29年1月19日に行政常任委員会に付託されました陳情第1号炭鉱遺産公園事業に関する陳情について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成29年1月19日、2月8日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって採択、理事者送付

と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(北市勲君) これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、陳情第1号について起立により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は採択すべきものと決定であります。

本案は、委員長報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(北市勲君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告どおり決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第4 議案第169号赤平市個人情報保護条例等の一部改正について、日程第5 議案第170号公益的法人等への赤平市職員の派遣等に関する条例の制定について、日程第6 議案第171号職員の勤務時間及び休暇に関する条例の全部改正について、日程第7 議案第172号赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第8 議案第175号赤平市税条例等の一部改正について、日程第9 議案第179号赤平市介護サービス事業条例の全部改正について、日程第10 議案第180号赤平市介護保険条例の一部改正について、日程第11 議案第182号市道の認定について、日程第12 議案第183号市道の廃止についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、竹村委員長。

○行政常任委員長(竹村恵一君) [登壇] 審査

報告を申し上げます。

平成29年3月7日に行政常任委員会に付託されました議案第169号赤平市個人情報保護条例等の一部改正について、議案第170号公益的法人等への赤平市職員の派遣等に関する条例の制定について、議案第171号職員の勤務時間及び休暇に関する条例の全部改正について、議案第172号赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第175号赤平市税条例等の一部改正について、議案第179号赤平市介護サービス事業条例の全部改正について、議案第180号赤平市介護保険条例の一部改正について、議案第182号市道の認定について、議案第183号市道の廃止について、以上9案件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成29年3月8日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（**北市勲君**） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（**北市勲君**） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（**北市勲君**） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第169号、第170号、第171号、第172号、第175号、第179号、第180号、第182号、第183号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（**北市勲君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（**北市勲君**） 日程第13 議案第173号赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について、日程第14 議案第174号赤平市特別会計条例の一部改正について、日程第15 議案第176号赤平市手数料徴収条例の一部改正について、日程第16 議案第177号赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正について、日程第17 議案第178号赤平市特別養護老人ホーム設置条例及び赤平市愛真ホーム運営管理基金条例を廃止する条例の制定について、日程第18 議案第181号あかびら市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会、向井委員長。

○予算審査特別委員長（**向井義擴君**）〔登壇〕 審査報告を申し上げます。

平成29年3月7日に予算審査特別委員会に付託されました議案第173号赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について、議案第174号赤平市特別会計条例の一部改正について、議案第176号赤平市手数料徴収条例の一部改正について、議案第177号赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正について、議案第178号赤平市特別養護老人ホーム設置条例及び赤平市愛真ホーム運営管理基金条例を廃止する条例の制定について、議案第181号あかびら市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について、以上6案件につきまして、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成29年3月15日、16日、17日、21日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（**北市勲君**） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（**北市勲君**） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第173号、第174号、第176号、第177号、第178号、第181号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長(北市勲君) 日程第19 議案第192号平成29年度赤平市一般会計予算を議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会、向井委員長。

○予算審査特別委員長(向井義擴君)〔登壇〕審査報告を申し上げます。

平成29年3月14日に予算審査特別委員会に付託されました議案第192号平成29年度赤平市一般会計予算について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成29年3月15日、16日、17日、21日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長(北市勲君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第192号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長(北市勲君) 日程第20 議案第193号平成29年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第21 議案第194号平成29年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第22 議案第195号平成29年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第23 議案第196号平成29年度赤平市霊園特別会計予算、日程第24 議案第197号平成29年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第25 議案第198号平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第26 議案第199号平成29年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第27 議案第200号平成29年度赤平市水道事業会計予算、日程第28 議案第201号平成29年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会、向井委員長。

○予算審査特別委員長(向井義擴君)〔登壇〕審査報告を申し上げます。

平成29年3月14日に予算審査特別委員会に付託されました議案第193号平成29年度赤平市国民健康保険特別会計予算、議案第194号平成29年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、議案第195号平成29年度赤平市下水道事業特別会計予算、議案第196号平成29年度赤平市霊園特別会計予算、議案第197号平成29年度赤平市用地取得特別会計予算、議案第198号平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、議案第199号平成29年度赤平市介護保険特別会計予算、議案第200号平成29年度赤平市水道事業会計予算、議案

第201号平成29年度赤平市病院事業会計予算、以上9案件につきましては、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成29年3月15日、16日、17日、21日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第193号、第194号、第195号、第196号、第197号、第198号、第199号、第200号、第201号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（北市勲君） 日程第29 議案第202号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案については、地方自治法第117条の規定により、向井議員の退席を求めます。

（向井議員退席）

○議長（北市勲君） 本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊島美孝君）〔登壇〕 議案第202号監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、

提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市監査委員に議会議員のうちから向井義擴氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

向井義擴氏は、昭和22年1月15日生まれでございます。住所は赤平市共和町225番地でございます。氏は、平成23年初当選以来、議会運営委員会委員長、市立病院調査特別委員会副委員長等の要職や農業委員会の委員、国民健康保険運営協議会委員長等の職を歴任され、その識見の高さは監査委員として適任と考えますので、選任につきご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第202号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第202号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第202号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

（向井議員入場）

○議長（北市勲君） 日程第30 議案第203号赤平市
思いやりあふれる手話言語条例の制定についてを議
題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。竹村議
員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 皆さん、こんに
ちは。私の名前は竹村恵一です。どうぞよろしくお
願ひいたします。議案第203号赤平市思いやりあふれ
る手話言語条例の制定につきまして、提案理由の説
明を申し上げます。

本案件につきましては、赤平市議会会議規則第14
条の規定により、多数賛成者の署名を付してご提案
申し上げます。

本条例案の提出に至った経過から申し上げます。
手話はろう者の言語です。聞こえる人が日常使っ
ている言語とは全く異なる言語です。当市において昭
和49年9月に赤平手話の会が発足して以来、今日ま
で聞こえない仲間とともに集い、ともに遊び、とも
に学ぶなど手話の普及活動を続けられています。そ
して、聞こえない仲間の基本的人権を守るため、た
くさんの活動にもともに参加し続けてきて、ことし
44年目を迎えられたと伺っています。その間、世界
では平成18年12月の国際連合総会において、障害者
の権利に関する条約で手話が言語であることが認め
られました。また、国内においても平成23年8月、
障害者基本法が改正され、言語には手話を含むこと
が明記されました。歴史的には手話の使用が禁止さ
れていた苦しい時代もあった中でろう者にとって明
るい兆しが注がれた瞬間でもありました。このよう
に手話は聞こえる人たちにとっても必要な言語とな
っていく時代の流れの中で、赤平市議会においては
平成27年から定例会の市政執行方針、教育行政執行
方針に手話通訳を取り入れ、赤平手話の会との意見
交換をきっかけとして石狩市、新得町、名寄市と手
話条例の先進地視察を行うなど、ろう者の生活課題
を十分に把握し、手話を広めることによって全ての
市民が安心して暮らすことができる地域社会となる
よう手話言語条例についての議論が進められてきま

した。そして、平成28年10月から議員有志で条例を
制定するため、市民会議、思いやりあふれる手話条
例つくる会を組織し、手話条例の素案を作成してき
ました。行政各課との意見交換、かわら版でのパブ
リックコメントなどを経て、赤平市民全てが手話は
言語であるということに理解を深め、誰もが住みや
すく支え合うまちづくりのスタートになるような条
例に練り上げ、上程された原案となりました。

それでは、全文より内容を申し上げます。人は、
主に言葉による言語を使って、意思や感情を伝え合
い、知識や文化を豊かにしてきました。しかしなが
ら、ろう者は、手話という言語を用いなければ、周
囲との会話に入れず社会に交わることも少なくなり、
緊急時においては、助けを求められずにその後
の人生に大きな影響を及ぼす事態に遭遇してしまう
ことも十分に考えられます。健聴者は言葉を使って
生活できていますが、ろう者にとっては言葉の壁が
あることで自己表現や情報収集に大きな制約がかか
っています。ろう者にとって、手話は大切な言語で
す。ろう者も、人と社会とのふれあいを持ち、人生
の豊かさ楽しみを広げ、更に大きな夢を描けること
のできる環境づくりが当市においても必要です。そ
のためにも、手話を言語と認識し、手話言語の理解
を広げ、人と人が支え合う意識を強め、赤平市民の
全てが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、
この条例を制定します。

第1条は、手話の理解を広げ、手話を必要とする
市民が安心して生活できる環境を整えることを目的
とした規定であります。

第2条は、障害者基本法により手話が言語として
位置づけられ、手話を必要とする市民の権利を尊重
することを基本理念としております。

第3条は、市の責務として手話の理解を広げる施
策や使いやすい環境の施策を推進するよう努めるも
のであります。

第4条は、市民の役割を規定しました。

第5条は、施策の推進では取り組み項目をそれぞ
れ規定しました。

第2項では、施策推進に当たり、ろう者、手話通訳者などの意見を聞き、尊重するよう努めることを規定しました。

第6条は、施策推進のための財政措置を講ずるよう努めることを規定しております。

第7条は、条例施行に関し、必要な事項を市長に委任するものであります。

附則としまして、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、提案説明であります。この条例案を作成するに当たり、ろう者、手話の会、各関係団体の皆様のご指導、ご協力によりここに至ることができました。ありがとうございました。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第203号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第203号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第203号について起立により採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北市勲君） 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（北市勲君） 日程第31 議案第204号赤平市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑議員。

○8番（獅畑輝明君）〔登壇〕議案第204号赤平市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、赤平市議会会議規則第14条の規定により、多数賛成者の署名を付してご提案申し上げます。

第3条第2項、議会運営委員会委員の定数を5名から6名に改正するものであります。

附則としまして、この条例は、平成29年3月22日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第204号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第204号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第204号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（北市勲君） 日程第32 議案第205号議員の派遣についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑議員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第205号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第205号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第205号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（北市勲君） 日程第33 意見書案第40号無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書、日程第34 意見書案第41号指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見

書、日程第35 意見書案第42号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書、日程第36 意見書案第43号介護保険制度の見直しを求める意見書、日程第37 意見書案第44号南スーダンPKOへの自衛隊派遣の見直しを求める意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑議員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第40号、第41号、第42号、第43号、第44号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第40号、第41号、第42号、第43号、第44号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第40号、第41号、第42号、第43号、第44号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○議長(北市勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(北市勲君) ただいま五十嵐副議長から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

○議長(北市勲君) 追加日程第1 副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、五十嵐副議長の退席を求めます。

(五十嵐議員退席)

○議長(北市勲君) お諮りいたします。

五十嵐副議長の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、五十嵐副議長の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○議長(北市勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(北市勲君) ただいま副議長が欠員となり

ました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

○議長(北市勲君) 追加日程第2 選挙第11号副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に植村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました植村議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました植村議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました植村議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました植村議員からご挨拶があります。植村議員、登壇の上、副議長就任のご挨拶

をお願いいたします。

○副議長（植村真美君）〔登壇〕 ただいま議員の皆様から副議長にご推薦いただきました。私の名前は植村真美です。このような身に余る光栄なご推薦をいただきまして、心より感謝を申し上げます。このような重責をいただきましたのは、これまで私を支えていただきました多くの皆様の思いに報いることと、またさらに赤平市が発展するために議長の補佐をし、実り多き議会運営に努めていかなければいけないと思っております。

赤平市が財政難に陥り、それを乗り越えたこの10年間、地域政策も大変さま変わりをしているというふうに思っております。その中でこれからを生き抜いていくためには、赤平らしさをしっかりと磨き上げることが求められているというふうに思っております。そのためにも人のつながりを大切にし、マネジメント力を持って、そんな視点を多くすることが今求められており、試されているのではないかなというふうに思っております。そのためにも赤平市議会が情報力、行動力、チーム力を持ってさらに高みを目指していくことが大切なのだというふうに思っており、その一員として私も邁進をさせていただきたいと思っております。

結びになりますが、これからも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、私の副議長就任の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北市勲君） この際、お諮りいたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（北市勲君） 追加日程第3 選任第3号議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、若山議員、伊藤議員、獅畑議員、御家瀬議員、植村議員、竹村議員、以上6人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時11分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北市勲君） この際、ご報告いたします。

議会運営委員会において正副委員長が選出されました。

議会運営委員長に竹村議員、副委員長に御家瀬議員、以上のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、行政常任委員長の辞任により、委員会条例第8条第1項の規定により、行政常任委員会において正副委員長が選出されました。行政常任委員長に副委員長でありました伊藤議員、副委員長に木村議員、以上のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時13分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北市勲君） この際、お諮りいたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、追加日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長(北市勲君) 追加日程第4 選挙第12号石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。石狩川流域下水道組合議会議員に植村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました植村議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました植村議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました植村議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長(北市勲君) 追加日程第5 選挙第13号中空知衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。中空知衛生施設組合議会議員に植村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました植村議員を中空知衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました植村議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま中空知衛生施設組合議会議員に当選されました植村議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長(北市勲君) 追加日程第6 選挙第14号滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。
滝川地区広域消防事務組合議会議員に五十嵐議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました五十嵐議員を滝川地区広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました五十嵐議員が滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました五十嵐議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長(北市勲君) 追加日程第7 選挙第15号空知教育センター組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。
空知教育センター組合議会議員に木村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました木村議員を空知教育センター組合議会議員の当

選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました木村議員が空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただいま空知教育センター組合議会議員に当選されました木村議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長(北市勲君) 日程第38 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第39 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から、委員会において審査中の事件につき会議規則第108条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(北市勲君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年赤平市議会第1回定例会を閉会いたします。

(午前11時22分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)